

**「****情報処理技術者試験等の問題等印刷業務（単価契約）」**

**に係る一般競争入札（最低価格落札方式）**

**入 札 説 明 書**

2022年11月10日



**目　次**

[**Ⅰ．入札説明書** 3](#_Toc12979102)

[**Ⅱ．契約書（案）** 11](#_Toc15477670)

[**Ⅲ．仕様書** 23](#_Toc12979103)

**[Ⅳ．その他関連資料](#_Toc15477672)** [35](#_Toc15477672)

# **Ⅰ．入札説明書**

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の入札公告（2022年11月10日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

1. 競争入札に付する事項

（1）件名

情報処理技術者試験等の問題等印刷業務

（2）調達役務の内容等

仕様書記載のとおり。

（3）履行期限

仕様書記載のとおり。

（4）入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

* + 1. 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6.(3)提出書類」に記載の提出書類を提出すること。
		2. 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。

なお、入札金額は、別紙「入札金額内訳書」の予定数量に単価を乗じた総価により行う。また、総価には、それぞれの業務にかかる費用をすべて含むものとする。

* + 1. 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
		2. 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

２．競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」で「A」の等級に格付されている者であること。

（4）「要件チェックリスト」（様式4）の要件を満たしている者であること。

(5) プライバシーマークの使用許諾事業者であること。

(6)　各省各庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(7)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

３．入札者の義務

(1) 入札者は、入札説明書及び機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、機構が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出期限内に提出しなければならない。ま た、開札日の前日までの間において機構から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出後、機構において、入札参加資格書類の審査を行う。また、施設の視察などを行う場合がある。

４．入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

５．入札に関する質問の受付等

（1）質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

（2）受付期間

2022年11月10日（木）から2022年11月18日（金）17時00分まで

（3）担当部署

16.(4)のとおり。

６．入札書等の提出方法及び提出期限等

（1）受付期間

2022年11月29日（火）から2022年11月30日（水）

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分から13時30分の間は除く）とし、郵送の場合は必着とする。

（2）提出期限

2022年11月30日（水）　17時00分必着

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

 （3）提出書類

次の書類を持参又は郵送にて提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 |
| ① | 委任状（代理人に委任する場合） | 様式2 | 1通 |
| ② | 入札書（封緘） | 様式3 | 1通 |
| ③ | 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し | － | 1通 |
| ④ | 要件チェックリスト | 様式4 | 1通 |
| ⑤ | プライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し | － | 1通 |
| ⑥ | 入札書等受理票 | 様式5 | 1通 |

（4）提出方法

①　入札書等提出書類を持参により提出する場合

　入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（16.(4）の担当者名）を記載するとともに「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務　一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類を合わせて封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（16.(4）の担当者名）を記載し、かつ、「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務　一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きすること。なお、入札書等提出書類を持参により提出する場合は、持参日の前営業日18時までに16.(4)の担当部署宛に電子メールで連絡すること。連絡なしで持参する場合は受け取れない場合がある。

②入札書等を郵便等（書留）により提出する場合

　二重封筒とし、表封筒に「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務　一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

（5）提出先

16.(4)のとおり。

※持参の場合、13階総合受付にて対応する。

1. 開札の日時及び方法

（1）開札日時

2022年12月5日（月）14時00分

（2）開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階

独立行政法人情報処理推進機構　委員会室1

８．入札保証金及び契約保証金

全額免除

９．支払いの条件

契約書（案）による。

１０．契約者の役職及び氏名

独立行政法人情報処理推進機構理事長　富田　達夫

１１．契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

１２．入札の無効

　競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

１３．落札者の決定方法

　機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

１４．契約書作成の要否

要

１５．契約条項

契約書（案）による。

なお、落札者より提出された入札金額内訳書により、単価契約とする。

１６．その他

（1）入札情報の開示

契約に係る情報等については、機構ウェブサイトにて公表（注）するものとする。

（2）入札金額内訳書の提出

落札者は、機構担当者が別途指示する期限までに別紙「入札金額内訳書」を提出しなければならない。

（3）入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構　財務部契約・管財グループ　担当：中尾、田埜入

電話番号：03-5978-7502

E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

（4）仕様書に関する照会先、入札参加資格書類の提出先

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階

独立行政法人情報処理推進機構　IT人材育成センター　国家資格・試験部　実施グループ

　担当：岡崎、佐藤

E-mail：jitec-nyusatsu-j@ipa.go.jp

以上

|  |
| --- |
| （注）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について |
| 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。(1) 公表の対象となる契約先次のいずれにも該当する契約先①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外(2) 公表する情報上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名②　当機構との間の取引高③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上④　一者応札又は一者応募である場合はその旨(3) 当方に提供していただく情報①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高(4) 公表日契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）(5) 実施時期　平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。 |

別紙

2022年　月　日

入札金額内訳書

独立行政法人情報処理推進機構

理事長　殿

住所

法人名

代表者役職及び氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

１．件　　名：情報処理技術者試験等の問題等印刷業務

２．入札金額：金○○○、○○○、○○○円（消費税及び地方消費税額を除く。）

〔　内　訳　〕



（注１）予定数量は、令和4年の実績値から算出した数値である。

（注２）問題（春期）ST午前Ⅰ、SA午前Ⅰ、NW午前Ⅰ、SC午前Ⅰ、SM午前Ⅰは、それぞれ箱は異なるが、版下は一つで同じものである。したがって、1回（88,300部）×3年として見積もり、同じ単価をそれぞれの箇所に入れて金額を計算すること。

（注３）問題（秋期）PM午前Ⅰ、DB午前Ⅰ、ES午前Ⅰ、SC午前Ⅰ、AU午前Ⅰは、それぞれ箱は異なるが、版下は一つで同じものである。したがって、1回（90,800部）×3年として見積もり、同じ単価をそれぞれの箇所に入れて金額を計算すること。

（注４）落札者は、機構担当者が別途指示する期限までに本書を提出しなければならない。

（注５）２．入札金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（注６）落札者の決定に当たっては、入札金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

# **Ⅱ．契約書（案）**

2022○○第○○○号

契約書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という）と○○（以下「乙」という）とは、次の条項により「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条　乙は、別紙3の仕様書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（再請負の制限）

第2条　乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2　乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3　前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第3条　乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出るものとする。

2　責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的又は必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3　乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出るものとする。

（契約期間、請負業務の内容）

第4条　本契約の期間は、契約締結日から2025年11月28日までとする。

2　請負業務の内容は、仕様書の記載のとおりとする。

3　前項の期限及び仕様の変更は別紙2の発注書の書式に基づき、これを甲が乙に交付することによって行うものとする。

4　乙が、発注書によって指示された納品及び業務完了報告等の業務を完了しない場合、甲は乙に対し遅延により被った違約金を請求できるものとする。但し、天災その他乙の責に帰すことができない事由、又は甲が相当と認めた技術上の事由による場合は、この限りではない。

（仕様書等の指定）

第5条　本契約は、仕様書に従い、履行するものとする。

（契約金額及び対価の額）

第6条　本契約の契約単価は、別紙1の契約単価明細表に記載の税抜単価による契約とする。契約単価は小数点以下第2位を切り捨てるものとし、消費税等は含まないものとする。

2　本契約の対価の額は、乙が応じた業務単位数に対して前項の契約単価を乗じて得た金額に、消費税額及び地方消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、当該金額に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた額とする。また、契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の税率により計算することとする。

3　前項の契約単価には、本業務の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

（権利義務の譲渡）

第7条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（部数）

第8条　予定部数と発注部数の間に増減が生ずることがあっても、乙は異議の主張ができないものとする。

（進捗状況報告）

第9条　甲は乙に対し、請負業務の進捗状況について報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

（実地調査）

第10条　甲は、必要があると認めるときは、乙並びに請負業務の再請負先に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所（第2条第2項の再請負先を含む）に臨んで実地に調査を行うことができる。

2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第11条　甲は、第4条の規定により業務完了報告を受けた日から30日以内に、当該納入物件について仕様書に基づき検査を行い、仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。この場合、乙は甲の指示する期間内に納入物件を無償で修正し、甲の再検査を受けなければならない。再検査に要する一切の費用は乙の負担とする。

2　請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了したものとみなす。

3　第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（契約不適合責任）

第12条　甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2　前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3　第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一　修補等が不能であるとき。

二　乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四　前各号に掲げる場合のほか、甲が第１項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4　第１項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5　前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6　本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

（対価の支払及び遅延利息）

第13条　甲は、第11条第2項の規定により、個別業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2　甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率 (政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）) によって、遅延利息を支払うものとする。

（契約の変更）

第14条　甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

一　仕様書その他契約条件の変更。

二　天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三　税法その他法令の制定又は改廃。

四　価格に影響のある技術変更提案の実施。

（契約の解除等）

第15条　甲は、第12条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙が本契約条項に違反したとき。

二　乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。

三　乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。

四　乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

六　乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2　乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3　乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。

4　甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として落札価格の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第16条　甲又は乙が、本契約の履行に際し、又は本契約の不履行により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し賠償の責を負うものとする。ただし、自己の責に帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2　前項に定める損害賠償金の額については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第17条　乙が、第15条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第18条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。

7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

10　個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

11　前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第19条　甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2　甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等をすることができる。

3　乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4　乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5　乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。

6　本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第20条　本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

（その他）

第21条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

**特記事項**

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

二　独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ１通を保有する。

　　2022年　月　日

甲　東京都文京区本駒込二丁目28番8号

独立行政法人情報処理推進機構

理事長　富田　達夫

乙　○○県○○市○○町○丁目○番○○号

株式会社○○○○○○○

代表取締役　○○　○○

（別添）

**個人情報の取扱いに関する特則**

（定　義）

第1条　本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第2条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2　乙は、第１項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第3条　乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第4条　乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2　乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3　乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条　乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第6条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第7条　乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第４条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5　乙は、請負業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条　乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条　乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事　故）

第11条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上



別紙2

○○○○年○○月○○日

株式会社○○○○

代表者　○○○○殿

独立行政法人情報処理推進機構

IT人材育成センター　国家資格・試験部

実施グループ

発注書

「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務」に係る契約書第４条第３項の規定に基づき、下記のとおり、発注する。

記

|  |
| --- |
| 仕　様 |
| No. | 試験区分 | 単位 | 先行納品 | 本納品 | 印刷部数 | 規格 | ページ数 | 形式 | 版式 | 加工様式 | 用紙 | 色数 | 箱色 | 納品先 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 期限 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |

以上

別紙3

# **Ⅲ．仕様書**

独立行政法人情報処理推進機構

IT人材育成センター　国家資格・試験部

実施グループ

1. 件名

情報処理技術者試験等の問題等印刷業務

1. 業務期間

契約締結日～2025年11月28日(金)

1. 個別業務

次の問題、答案、正誤表、段ボール箱の印刷、梱包、発送等業務

1. 令和5年度　春期情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験
2. 令和5年度　秋期情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験
3. 令和6年度　春期情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験
4. 令和6年度　秋期情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験
5. 令和7年度　春期情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験
6. 令和7年度　秋期情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験
7. 試験区分、略号、実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 試験区分 | 略号 | 実施時期 |
| 応用情報技術者試験 | AP | 春期・秋期 |
| 情報処理安全確保支援士試験 | SC | 春期・秋期 |
| ITストラテジスト試験 | ST | 春期 |
| システムアーキテクト試験 | SA | 春期 |
| ネットワークスペシャリスト試験 | NW | 春期 |
| ITサービスマネージャ試験 | SM | 春期 |
| プロジェクトマネージャ試験 | PM | 秋期 |
| データベーススペシャリスト試験 | DB | 秋期 |
| エンベデッドシステムスペシャリスト試験 | ES | 秋期 |
| システム監査技術者試験 | AU | 秋期 |

1. 仕様
2. 問題（春期）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 試験区分 | 仕　様 |
| 印刷部数 | 先行納品 | 規格 | ページ数 | 版式 | 加工様式 | 用紙 | 色数 | 箱色 |
| 1 | AP　午前 | 59,700 | 700 | B5縦 | 40 | オフセット | 中綴 | 中質紙四／六55kg | スミ1×1 | 紫 |
| 2 | AP　午後 | 59,700 | 700 | 68 |
| 3 | ST　午前Ⅰ | 14,900 | 600 | 16 | 紅赤 |
| 4 | ST　午前Ⅱ | 14,900 | 600 | 16 |
| 5 | ST　午後Ⅰ | 14,900 | 600 | 20 |
| 6 | ST　午後Ⅱ | 14,900 | 600 | 8 |
| 7 | SA　午前Ⅰ | 14,300 | 600 | 16 | 草 |
| 8 | SA　午前Ⅱ | 14,300 | 600 | 16 |
| 9 | SA　午後Ⅰ | 14,300 | 600 | 28 |
| 10 | SA　午後Ⅱ | 14,300 | 600 | 8 |
| 11 | NW　午前Ⅰ | 22,400 | 600 | 16 | 茶 |
| 12 | NW　午前Ⅱ | 22,400 | 600 | 12 |
| 13 | NW　午後Ⅰ | 22,400 | 600 | 20 |
| 14 | NW　午後Ⅱ | 22,400 | 600 | 28 |
| 15 | SC　午前Ⅰ | 25,000 | 600 | 16 | 墨 |
| 16 | SC　午前Ⅱ | 25,000 | 600 | 16 |
| 17 | SC　午後(1) | 25,000 | 600 | 44 |
| 18 | SM　午前Ⅰ | 11,700 | 600 | 16 | 浅葱 |
| 19 | SM　午前Ⅱ | 11,700 | 600 | 16 |
| 20 | SM　午後Ⅰ | 11,700 | 600 | 20 |
| 21 | SM　午後Ⅱ | 11,700 | 600 | 8 |

注(1）　No.17（SC　午後）は、午後Ⅰ（20ページ）と午後Ⅱ（28ページ）の二つに分かれる場合もある。

1. 問題（秋期）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 試験区分 | 仕　様 |
| 印刷部数 | 先行納品 | 規格 | ページ数 | 版式 | 加工様式 | 用紙 | 色数 | 箱色 |
| 1 | AP　午前 | 64,900 | 700 | B5縦 | 40 | オフセット | 中綴 | 中質紙四／六55kg | スミ1×1 | 浅葱 |
| 2 | AP　午後 | 64,900 | 700 | 68 |
| 3 | PM　午前Ⅰ | 20,000 | 600 | 16 | 紫 |
| 4 | PM　午前Ⅱ | 20,000 | 600 | 16 |
| 5 | PM　午後Ⅰ | 20,000 | 600 | 16 |
| 6 | PM　午後Ⅱ | 20,000 | 600 | 8 |
| 7 | DB　午前Ⅰ | 20,500 | 600 | 16 | 紅赤 |
| 8 | DB　午前Ⅱ | 20,500 | 600 | 16 |
| 9 | DB　午後Ⅰ | 20,500 | 600 | 28 |
| 10 | DB　午後Ⅱ | 20,500 | 600 | 36 |
| 11 | ES　午前Ⅰ | 11,500 | 600 | 16 | 草 |
| 12 | ES　午前Ⅱ | 11,500 | 600 | 16 |
| 13 | ES　午後Ⅰ | 11,500 | 600 | 28 |
| 14 | ES　午後Ⅱ | 11,500 | 600 | 28 |
| 15 | SC　午前Ⅰ | 27,100 | 600 | 16 | 茶 |
| 16 | SC　午前Ⅱ | 27,100 | 600 | 16 |
| 17 | SC　午後(1) | 27,100 | 600 | 44 |
| 18 | AU　午前Ⅰ | 11,700 | 600 | 16 | 墨 |
| 19 | AU　午前Ⅱ | 11,700 | 600 | 16 |
| 20 | AU　午後Ⅰ | 11,700 | 600 | 16 |
| 21 | AU　午後Ⅱ | 11,700 | 600 | 8 |

注(1）　No.17（SC　午後）は、午後Ⅰ（20ページ）と午後Ⅱ（28ページ）の二つに分かれる場合もある。

※問題注意事項（春期・秋期共通）

1. 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という）が、紙で版下を支給する（出張校正時に微修正あり）。
2. 仕様は令和4年度の実績値から算出したものであり、確定した仕様は、別途指示する。
3. 用紙は、中質紙または上質紙を使用すること。
4. 1箱100部とし、25部ごとに帯び掛けすること。
5. 段ボール箱の上と下に厚紙を1枚入れること。
6. 段ボール箱の4側面に指定の文字を入れること。
7. 段ボール箱の天地両面には、H型にガムテープをはること。
8. パレット積みで、納品時に数が確認できるように積むこと。荷崩れ防止のため、ストレッチ巻きをすること。
9. 先行納品分はIPAに納品し、本納品分は印刷会社の工場でIPA指定の輸送会社に引き渡すこと。
10. 答案（春期）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 試験区分 | 仕　様 |
| 規格 | 形式 | 版式 | 加工様式 | 用紙 | 色数 | 箱の色 |
| 1 | AP　午前 | A4ペラ | OMRシート |  | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 紫 |
| 2 | AP　午後 | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 3 | ST　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 紅赤 |
| 4 | ST　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 5 | ST　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 6 | ST　午後Ⅱ | B5横 | 16頁 | 中綴 | 70Kg | 1×1 |
| 7 | SA　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 草 |
| 8 | SA　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 9 | SA　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 10 | SA　午後Ⅱ | B5横 | 16頁 | 中綴 | 70Kg | 1×1 |
| 11 | NW　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 茶 |
| 12 | NW　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 13 | NW　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 14 | NW　午後Ⅱ | 〃 | シート表面裏面 | 〃 | 〃 | 1×1 |
| 15 | SC　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 墨 |
| 16 | SC　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 17 | SC　午後(1) | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 18 | SM　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 浅葱 |
| 19 | SM　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 20 | SM　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 21 | SM　午後Ⅱ | B5横 | 16頁 | 中綴 | 70Kg | 1×1 |
| 22 | 試験室別記録用紙 | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 2×0 | ― |

注(1）　No.17（SC　午後）は、午後Ⅰと午後Ⅱの二つ（B4ペラで2枚）に分かれる場合もある。その際の仕様は、どちらもN0.17（SC　午後）と同様。

1. 答案（秋期）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 試験区分 | 仕　様 |
| 規格 | 形式 | 版式 | 加工様式 | 用紙 | 色数 | 箱の色 |
| 1 | AP　午前 | A4ペラ | OMRシート |  | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 浅葱 |
| 2 | AP　午後 | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 3 | PM　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 紫 |
| 4 | PM　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 5 | PM　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 6 | PM　午後Ⅱ | B5横 | 16頁 | 中綴 | 70Kg | 1×1 |
| 7 | DB　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 紅赤 |
| 8 | DB　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 9 | DB　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 10 | DB　午後Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 11 | ES　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 草 |
| 12 | ES　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 13 | ES　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 14 | ES　午後Ⅱ(1) | B5横 | 16頁 | 中綴 | 70Kg | 1×1 |
| 15 | SC　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 茶 |
| 16 | SC　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 17 | SC　午後(2) | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 18 | AU　午前Ⅰ | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 3×1 | 墨 |
| 19 | AU　午前Ⅱ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 20 | AU　午後Ⅰ | B4ペラ | シート表面裏面 | コーナカット角R | OCR横90Kg | 1×1 |
| 21 | AU　午後Ⅱ | B5横 | 16頁 | 中綴 | 70Kg | 1×1 |
| 22 | 試験室別記録用紙 | A4ペラ | OMRシート | コーナカット | OCR90Kg | 2×0 | ― |

注(1）　No.14（ES　午後Ⅱ）は、B4ペラになる場合もある。その際の仕様はNo.13（ES　午後Ⅰ）と同様。

(2）　No.17（SC　午後）は、午後Ⅰと午後Ⅱの二つ（B4ペラで2枚）に分かれる場合もある。その際の仕様は、どちらもN0.17（SC　午後）と同様。

※答案注意事項（春期・秋期共通）

1. 各試験区分の印刷部数、先行納品は問題の部数と同一である。問題と答案で部数が異なる場合は、別途指示する。
2. IPAが渡した原稿から版を作成すること。校了から5営業日以内に、PDF形式などで校了版の答案画像データを納品すること。
3. 形式がOMRシートのもので、色数：1の場合は、ドロップアウト色のみ。2の場合は、ドロップアウト色＋墨。3の場合は、ドロップアウト色＋墨＋1色（表×裏）。形式がOMRシート以外のもので、色数：1の場合は、1色（表×裏）。
4. 仕様は令和4年度の実績値から算出したものであり、確定した仕様は、別途指示する。
5. 1箱100部とし、25部ごとに帯び掛けすること。
6. 段ボール箱の上と下に厚紙を1枚入れること。
7. 段ボール箱の4側面に指定の文字を入れること。
8. 段ボール箱の天地両面には、H型又はI型にガムテープをはること。
9. パレット積みで納品時に数が確認できるように積むこと。荷崩れ防止のため、ストレッチ巻きをすること。
10. 先行納品分はIPAに納品し、本納品分は印刷会社の工場でIPA指定の輸送会社に引き渡すこと。
形式がOMRシートのものは、先行納品前にOMR読込テスト用サンプルをそれぞれ30部、納品すること。テストの結果、正しく読み取れなかった場合は、正しく読み込めるまでOMR読込テスト用サンプルを修正し、納品すること。
11. OMRシートは、ナンバリング（プレマークと番号、別途指示あり）を印刷すること。また、裏面にはIPAから渡す原稿に沿って注意事項を印刷すること。

春期及び秋期：No.1、3、4、7、8、11、12、15、16、18、19、22

1. B4ペラは、左上に1穴をあけること。校正紙の表面と裏面の両方に、穴をあける位置が分かるマークを印刷すること。
2. 正誤表（春期・秋期共通）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 試験区分 | 仕　様 |
| 規格 | 色数 | 用紙 |
| 1 | 全区分 | B5ペラ | 1×1 | 上質紙 |

※正誤表注意事項

1. IPAが紙で版下を支給する。
2. 仕様は過去の実績値から算出したものであり、確定した仕様は、別途指示する。ただし、正誤表の種類は、1回の試験につき最大3種類かつ150,000部程度である。
3. 正誤表の有無とその内容は、正誤表の版下支給前日まで確定しない。また、正誤表は、緊急で発生する場合もあるが、その場合も対応できること。
4. 過去の正誤表発生状況は、次のとおりである。

04秋：なし、04春：NW午後Ⅰ

03秋：SC午後Ⅰ、03春：なし

1. 100枚ごとに間紙を入れ、上下に厚紙を1枚入れ、別途指示する会場別に必要数をセットすること。
2. 原則、1会場1箱にすること。ただし、印刷部数によっては、1会場複数箱になってもよい。
3. 両側面（短辺）に試験区分略号、時間区分、会場番号、会場名、部数、個数（例えば、2個口になった場合、1/2、2/2）を記載したシールをはること。
4. パレット積みで、納品時に数が確認できるように積むこと。荷崩れ防止のため、ストレッチ巻きをすること。
5. 段ボール箱（春期・秋期共通）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 種類 | 仕　様 |
| 箱形式 | 材質 | 段ボール厚み | 内寸法 | 印刷 |
| 1 | 赤箱 | A-1式 | K6　S120　K6 | AF（5mm厚） | 374×267×110H | 1色 (1) |
| 2 | 廃棄箱 | A-1式 | K6　S120　K6 | AF（5mm厚） | 374×267×110H | なし |
| 3 | 特別措置箱（大） | A-1式 | K6　S120　K6 | AF（5mm厚） | 374×267×110H | 1色 (2) |
| 4 | 特別措置箱（特大） | A-1式 | K6　S120　K6 | AF（5mm厚） | 374×267×200H | 1色 (2) |

注 (1)　各面それぞれ赤ベタ印刷、折れ線部分は印刷なし。

 (2)　横面に特別措置の文字を印刷する。

※段ボール箱注意事項

1. 仕様は令和4年度の実績値から算出したものであり、確定した仕様は、別途指示する。
2. 段ボール箱はたたんだ形で種類ごとに分けて、それぞれ5箱を一つにし、横に2本の紐をかけること。
3. 先行納品分はIPAに納品し、本納品分は印刷会社の工場でIPA指定の輸送会社に引き渡すこと。
4. スケジュール
5. 春期

| 時期 | 種類 | 作業 |
| --- | --- | --- |
| 12月中旬～3月中旬 | 答案 | 原稿支給。期間中、3回程度の校正を行う。 |
| 2月上旬～2月下旬 | 答案 | 読込テスト用サンプルを納品する。正しく読み取れるまで納品する。 |
| 3月上旬 | 問題 | 版下支給 |
| 3月上旬 | 問題、答案 | 箱数確定 |
| 3月中旬（3日間） | 問題、答案 | 出張校正。校了。 |
| 3月下旬 | 答案 | 校了から5営業日以内に、校了版の答案画像データを納品する。 |
| 3月下旬 | 問題、答案、段ボール箱 | 先行納品・版下支給後、14営業日程度で先行納品する。・問題、答案、段ボール箱は、IPAに納品する。試験室別記録用紙は、IPAを含む全国12か所程度に納品する。 |
| 3月下旬 | 正誤表 | 正誤表有無の確定。版下支給。用紙をIPAに納品。 |
| 4月上旬 | 問題、答案、正誤表、段ボール箱 | 工場でIPA指定の輸送会社に引き渡す。・問題、答案は、版下支給後、24営業日程度で輸送会社に引き渡す。・正誤表は、版下支給後、5営業日程度で輸送会社に引き渡す。 |
| 4月下旬 | 問題、答案、正誤表、段ボール箱 | 業務完了報告書提出 |

1. 秋期

| 時期 | 種類 | 作業 |
| --- | --- | --- |
| 6月中旬～9月中旬 | 答案 | 原稿支給。期間中、3回程度の校正を行う。 |
| 8月上旬～8月中旬 | 答案 | 読込テスト用サンプルを納品する。正しく読み取れるまで納品する。 |
| 8月下旬 | 問題 | 版下支給 |
| 8月下旬 | 問題、答案 | 箱数確定 |
| 9月上旬（3日間） | 問題、答案 | 出張校正。校了。 |
| 9月中旬 | 答案 | 校了から5営業日以内に、校了版の答案画像データを納品する。 |
| 9月中旬 | 問題、答案、段ボール箱 | 先行納品・版下支給後、14営業日程度で先行納品する。・問題、答案、段ボール箱は、IPAに納品する。試験室別記録用紙は、IPAを含む全国12か所程度に納品する。 |
| 9月中旬 | 正誤表 | 正誤表有無の確定。版下支給。用紙をIPAに納品。 |
| 9月下旬 | 問題、答案、正誤表、段ボール箱 | 工場でIPA指定の輸送会社に引き渡す。・問題、答案は、版下支給後、24営業日程度で輸送会社に引き渡す。・正誤表は、版下支給後、5営業日程度で輸送会社に引き渡す。 |
| 10月中旬 | 問題、答案、正誤表、段ボール箱 | 業務完了報告書提出 |

1. スケジュール注意事項（春期・秋期共通）

スケジュールは予定であり、変更の可能性がある。確定したスケジュールは、別途指示する。

1. 業務実績

直近3年以内に、5万人以上の国家試験や大学入学試験問題の印刷業務を3回以上、受託し、版下支給から14営業日程度で先行納品を、24営業日程度で残りすべての納品を完了した実績がある者であること。

1. 体制
2. 自社またはグループ会社で一貫して入稿から梱包まで全ての工程を行えること。
3. 自社社またはグループ会社などが情報処理技術者試験に関する受験指導、試験問題・受験者・合格者などの調査、分析などを行ったことがなく、契約期間中も行わないこと。
4. 本件に関する業務は、本人又は家族が情報処理技術者試験を受験しない従業員だけが行うこと。
5. 本件に関する業務は、本人又は家族が情報処理技術者試験に関する受験指導、試験問題・受験者・合格者などの調査、分析を行っていない従業員だけが行うこと。
6. 本件に関する業務は、応札者との雇用契約などで業務上知り得た秘密などに関する守秘義務を負っている従業員だけが行うこと。
7. 施設
8. 印刷設備など、本件に必要となる設備を有し、入稿から梱包までのすべての工程を当該設備が設置された施設において行うことができる者であること。
9. 防災、防犯、個人認証による入退室管理及び制限、所持品・不審行動チェックなど万全のセキュリティ対策が講じられた施設で行うこと。また、印刷、製本作業については、試験問題を印刷、製本する場所として仕切られた場所で行うこと（パーティションなどで簡易に仕切られた場所は不可）。
10. 出張校正の場合、IPAから100Km未満の地域に作業場所を用意し、その作業場所に個室を用意すること。壁や扉がガラス張りの場合は、適宜、目隠しが必要な部分に、張り紙等を設けること。
11. 耐震構造、緊急地震速報システムなど、地震などの災害に対して、万全の対策が講じられた施設で行うこと。
12. セキュリティ体制

プライバシーマークの使用許諾事業者であること。

1. 印刷工場の管理
2. 工場棟への出入り口は、24時間の警備をしていること。
3. 印刷作業室への出入り口は、登録社員以外の者が入室できないようにICカードなどによる入退室者管理をしていること。
4. 印刷作業室へは、携帯電話やデジタルカメラなどの持ち込みを禁止すること。
5. 印刷原稿の授受
6. 印刷原稿の授受は、IPAの事務所内で行うこと。
7. 運搬は、従業員2名で行い、運搬者の氏名を事前にIPAに連絡すること。
なお、搬送を行う従業員は社員証など本人であることを証明する書類などを常時携行し、IPAから本人であることを証明する書類などの提示を求められた場合は、これに応じること。
8. 運搬は、施錠できるジュラルミン製ケース又はそれと同等以上のケースを使用すること。
9. 搬送は、機密専用車両を使用し、紛失などの事故が起こらないよう万全の体制をとること。
10. 印刷作業における管理
11. 作業従事者に対しても製品及び顧客が特定できないよう管理すること。
12. 作業従事者は、登録社員だけに限定すること。
13. パソコンやサーバ上の製造システムについては、登録された者以外にはログインできないよう厳重に管理していること。また、ログインした履歴についても追跡調査可能なシステムになっていること。
14. 印刷物の管理
15. 本業務の印刷作業中は、一つの品目の印刷の間にほかの品目の印刷を行わないこと。
16. 登録されたパソコン以外、プリンタ出力はできず、また校正紙出力用プリンタで使用するプリンタ用紙については、出力時に出力年月日などの管理項目を同時に印字し、出力物の数量管理及び作業状況の履歴管理を行うこと。
17. 印刷工程中の管理は、合計印刷数や不良印刷数等の員数管理を徹底し、外部へ流出しないように細心の注意を払うこと。
18. 印刷原稿及び印刷された用紙は、厳重に施錠された専用の保管場所（保管金庫等）に保管し、かぎの施錠・解錠は登録社員以外はできないようにすること。
19. 印刷工程で発生した不良品などは、試験が終了するまで厳重に保管し、試験終了後に溶解処分すること。この処分については、機密を保持し確実に処分するとともに、必要に応じてIPAの職員が立ち会うこと。
20. 印刷完了物の梱包
21. 印刷完了物の梱包作業は、登録社員に限定すること。
22. 梱包作業場所は、機密保持ができる施錠可能な専用の区画された場所とし、登録社員以外の出入りができない場所とすること。
23. 印刷完了物の梱包には細心の注意を払い、誤梱包を起こさないような仕組みを構築すること。
24. 梱包箱の製造には細心の注意を払い、員数管理、作業履歴管理を徹底すること。
25. 本業務全体に関するセキュリティ要件
26. 本事業の過程で収集・作成する情報は、本事業の目的の他に利用しないこと。ただし、本事業の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
27. 本事業の過程で収集・作成する情報が第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
28. 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、事前に書面にて説明するとともに、情報セキュリティ上の明らかな懸念が無い体制となるように機構と調整すること。
29. 資本関係・役員等の情報、本事業の実施場所及び準備のための場所、本事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
30. 本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本事業の機構担当者に、速やかに連絡すること。本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合でも事業実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。
31. 本事業の過程で収集・作成する情報の受け渡しは、直接、機構担当者に手渡しする場合を除き、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこと。
32. 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、機構が別途秘密情報であると指定するものについては、本事業終了後、機構との間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を(3)に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。
33. 情報セキュリティ対策の履行状況について、求めに応じて書面にて説明すること。
34. 本事業の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について機構と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
35. 本事業の一部を別の事業者に再委託する場合は、再委託先において生ずる情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティを十分確保し、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
36. 機構から提供した資料又は機構が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。

17.情報管理体制

(1) 受注者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、機構に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図」」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を 契約前に提出 し、担当部門の同意を得ること。 （住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。） なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

・契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、機構が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。

(3) (1)の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。

【情報管理体制図】

情報取扱者

[情報管理体制図に記載すべき事項]

・本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱うすべての者。（再委託先も含む。）

・本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

【情報取扱者名簿】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | （しめい）氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※4） |
| 情報管理責任者（※1） | A |  |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者（※2） | B |  |  |  |  |  |  |
| C |  |  |  |  |  |  |
| 業務従事者（※3） | D |  |  |  |  |  |  |
| E |  |  |  |  |  |  |
| 再委託先 | F |  |  |  |  |  |  |

[情報取扱者名簿に記載すべき事項等]

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

18.納入物件

1. 納入物件

業務完了報告書

1. 検収条件

本仕様書において要求する事項を全て満たしているものであること。

# **Ⅳ．その他関連資料**

【資料１】

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

（趣　旨）

第1条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第2条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3　入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第3条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第4条　入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

（入札書の記載）

第5条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第6条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）

第7条　郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（代理人の制限）

第8条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2　入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第10条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第11条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

(3) 委任状を持参しない代理人による入札

(4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札

(10) 入札書受領期限までに到着しない入札

(11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）

第12条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第13条　工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第26条の3第1項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

2　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第14条　一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

2　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

(1) 最低価格落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者

(2) 総合評価落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

（再度入札）

第15条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2　前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第16条　落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第17条　落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書に使用する言語及び通貨）

第18条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第19条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

（別記）

**暴力団排除に関する誓約事項**

　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

　上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

【資料２】

**予算決算及び会計令【抜粋】**

（一般競争に参加させることができない者）

第70条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（様式1）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問書枚数 | 　　枚中／　　枚目 |

年　　月　　日

**質　　　　問　　　　書**

独立行政法人情報処理推進機構　御中

（担当部署：IT人材育成センター　国家資格・試験部　実施グループ）

会　社　名：

担当部署　：

担当者名　：

電　　話　：

ファックス：

電子メール：

「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務」（2022年11月10日付公告）に関する質問書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名 |  |
| ページ |  |
| 項目名 |  |
| 質問内容 |  |

(1) 質問書（様式）には、機構ウェブサイトにて公開している入札説明書の資料名、ページ及び項目名を記載すること。

(2) 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

(3) 質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。

(4) 質問者の企業名等は公表しない。

（様式2）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者役職及び氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人）

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

　　　代 理 人(又は復代理人)

所　在　地

所属・役職名

氏　　　名

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　使用印鑑

（様式3）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者役職及び氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人、復代理人氏名）　　　　　　　　　　　印

入　札　書

入札金額　　￥

件　　　名　　「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

（様式4）

要件チェックリスト

年　月　日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長　殿

住所

法人名

代表者役職及び氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　○○○社は、情報処理技術者試験等の問題等印刷業務の入札に関し、次の要件をすべて満たしていることを証明するため、要件チェックリスト及び証明する資料を提出いたします。

　また、○○○社が要件チェックリストを満たすかどうかを確認するため、IPAから報告、資料の提出又は施設などの視察を求められた場合には、速やかにこれに応じます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | 証明する資料No.（様式任意） |
| 1 | 業務実績について　直近3年以内に、5万人以上の国家試験や大学入学試験問題の印刷業務を3回以上、受託し、版下支給から14営業日程度で先行納品を、24営業日程度で残りすべての納品を完了した実績がある者であること。 |  |
| 2 | 施設について(1)　印刷設備など、本件に必要となる設備を有し、入稿から梱包までのすべての工程を当該設備が設置された施設において行うことができる者であること。(2)　防災、防犯、個人認証による入退室管理及び制限、所持品・不審行動チェックなど万全のセキュリティ対策が講じられた施設で行うこと。また、印刷、製本作業については、試験問題を印刷、製本する場所として仕切られた場所で行うこと。（パーティションなどで簡易に仕切られた場所は不可）(3)　出張校正の場合、IPAから100Km未満の地域に作業場所を用意し、その作業場所に個室を用意すること。(4)　耐震構造、緊急地震速報システムなど、地震などの災害に対して、万全の対策が講じられた施設で行うこと。 |  |
| 3 | セキュリティ体制についてプライバシーマークの使用許諾事業者であること。 |  |
| 4 | 印刷工場の管理について(1)　工場棟への出入り口は、24時間の警備をしていること。(2)　印刷作業室への出入り口は、登録社員以外の者が入室できないようにICカードなどによる入退室者管理をしていること。(3)　印刷作業室へは、携帯電話やデジタルカメラなどの持ち込みを禁止すること。 |  |
| 5 | 印刷原稿の授受について(1)　印刷原稿の授受は、IPAの事務所内で行うこと。(2)　運搬は、従業員2名で行い、運搬者の氏名を事前にIPAに連絡すること。　なお、搬送を行う従業員は社員証など本人であることを証明する書類などを常時携行し、IPAから本人であることを証明する書類などの提示を求められた場合は、これに応じること。(3)　運搬は、施錠できるジュラルミン製ケース又はそれと同等以上のケースを使用すること。(4)　搬送は、機密専用車両を使用し、紛失などの事故が起こらないよう万全の体制をとること。 |  |
| 6 | 印刷作業における管理について(1)　作業従事者に対しても製品及び顧客が特定できないよう管理すること。(2)　作業従事者は、登録社員だけに限定すること。(3)　パソコンやサーバ上の製造システムについては、登録された者以外にはログインできないよう厳重に管理していること。また、ログインした履歴についても追跡調査可能なシステムになっていること。 |  |
| 7 | 印刷物の管理について(1)　本業務の印刷作業中は、一つの品目の印刷の間にほかの品目の印刷を行わないこと。(2)　登録されたパソコン以外、プリンタ出力はできず、また校正紙出力用プリンタで使用するプリンタ用紙については、出力時に出力年月日などの管理項目を同時に印字し、出力物の数量管理及び作業状況の履歴管理を行うこと。(3)　印刷工程中の管理は、合計印刷数や不良印刷数等の員数管理を徹底し、外部へ流出しないように細心の注意を払うこと。(4)　印刷原稿及び印刷された用紙は、厳重に施錠された専用の保管場所（保管金庫等）に保管し、かぎの施錠・解錠は登録社員以外はできないようにすること。(5)　印刷工程で発生した不良品などは、試験が終了するまで厳重に保管し、試験終了後に溶解処分すること。この処分については、機密を保持し確実に処分するとともに、必要に応じてIPAの職員が立ち会うこと。 |  |
| 8 | 印刷完了物の梱包について(1)　印刷完了物の梱包作業は、登録社員に限定すること。(2)　梱包作業場所は、機密保持ができる施錠可能な専用の区画された場所とし、登録社員以外の出入りができない場所とすること。(3)　印刷完了物の梱包には細心の注意を払い、誤梱包を起こさないような仕組みを構築すること。(4)　梱包箱の製造には細心の注意を払い、員数管理、作業履歴管理を徹底すること。 |  |
| 9 | 情報管理体制について(1)「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。(2)契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、機構が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。 |  |

（様式5）

**入札書等受理票（控）**

受理番号

件名：「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務」に関する提出資料

【入札者記載欄】

|  |
| --- |
| 提出年月日：　　　年　　月　　日法 人 名：所 在 地：　〒担 当 者：　所属・役職名　　　　　　　　氏名　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　　　　 FAX E-Mail |

【ＩＰＡ担当者使用欄】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 | 有無 | No. | 提出書類 | 部数 | 有無 |
| ① | 委任状（委任する場合） | 1通 |  | ② | 入札書（封緘） | 1通 |  |
| ③ | 資格審査結果通知書の写し | 1通 |  | ④ | 要件チェックリスト | 1通 |  |
| ⑤ | プライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し | 1通 |  | ⑥ | 入札書等受理票 | 本通 | － |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 切り取り |  |
|  |  |

受理番号

入札書等受理票

　　年　　月　　日

件　名　「情報処理技術者試験等の問題等印刷業務」に関する提出資料

法人名（入札者が記載）：

担当者名（入札者が記載）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

貴殿から提出された入札書等を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構　IT人材育成センター　国家資格・試験部　実施グループ

担当者名：　　　　　　　　　　　　㊞